

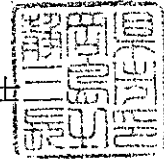


三島市告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による県営経営体育成基盤整備事業中郷地区についての換地処分の公告のあった日の翌日から本市内の字の区域を変更するので、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

平成 26 年 1 月 14 日

三島市長 豊岡 武士



1 大字梅名に編入する区域

大字安久 62 の 1 の一部、62 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに大字梅名 298 の 4、299 の 2 に隣接する水路である公有地の一部

2 大字御園に編入する区域

大字安久 600 の一部、606 の一部、608 の一部、609 の 1 の一部、610 の 1 の一部、610 の 3 の一部、611 の一部、612 の一部、613 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

3 大字安久に編入する区域

大字御園 3 の一部、9 の 2 の一部、10 の 2 の一部、大字塚本字西折上 948 の 10、948 の 14、948 の 16、948 の 33 から 948 の 43 まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに大字御園 655 の 3、655 の 8 に隣接する水路である公有地の全部、大字安久 607 に隣接する水路である公有地の全部

上記地番は、平成 25 年 1 月 8 日現在の登記簿による。